

認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤル あじさい  
運営規定

(事業の目的)

第1条 この運営規定は、医療法人財団 明理会が設置する認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤル あじさい (以下「事業所」という。)が行う認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある認知症を有する高齢者に対し、適切な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、要介護状態であり、認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じできるだけ長く在宅での自立した日常生活を営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援者であり、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持及び向上並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を営むことができるよう配慮して行う。また個人のペースを大切にし、ゆったりと過ごせるよう配慮し、利用者・家族・職員が互いのきずなを深め家庭的な居心地の良い環境の中で過ごせるよう努める。

4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対しサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤル あじさい
- (2) 所在地 北海道茅部郡森町字上台町 326-118
- (3) 事業所番号 0191513779

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、事業の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者又はその家族の相談に応じると共に、必要な助言や援助等を行う。また、他の福祉・医療・保健サービス機関との連携、調整等を行う。
- (3) 介護職員 2名以上 事業所を利用される方の入浴、排泄、食事等の援助
- (4) 機能訓練指導員 1名 事業所を利用される方の機能訓練等
- (5) その他の職員 必要名  
施設設備、送迎、他必要な業務等

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。  
ただし、年末、年始に係る営業日はこの限りではない。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分とする。
- (3) サービス提供時間 1単位 午前9時00分から午後16時10分とする。  
2単位 午前9時00分から午後16時10分とする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 サービス提供時間外 5時間

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1単位12名、2単位12名とし、これを超えて事業を行ってはならない。

(サービスの内容)

第7条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 相談、援助等
- ② 健康チェック
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 介護サービス（移動、入浴、排泄の介助等）
- ⑥ 送迎
- ⑦ 延長サービス
- ⑧ その他必要と認められるサービス

(認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画（以下、「介護計画」という。）を個別に作成する。

- 2 介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで署名・押印をもらい、当該計画を利用者に交付する。
- 4 介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(利用料その他必要な費用の額)

第9条 事業所が提供する事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、料金表に基づき、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用（おやつを含む）
- (2) おむつ代 紙おむつ（テープ付）・紙パンツ・パット
- (3) 日常生活費
- (4) その他利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について料金表に基づき説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

4 介護保険法令による介護報酬等の改定に伴う利用料の変更があった場合、新たに改定した料金表により説明し、内容について同意を得るものとする。

5 前各号の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、森町全域とする。又他市町村からの申し出があった場合は森町との協議に基づいて定めるものとする

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者及びその家族は、事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた事業の提供を受けるよう留意する。

2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 体調の変化は速やかに申し出る。

- (2) 共有の施設・設備はほかの迷惑にならないよう利用する。
- (3) ペットの持ち込みは禁止する。
- (4) 喫煙は決められた所定の場所以外では禁止する。
- 3 事業の対象は、要介護又は要支援状態であって認知症の状態であるもので、次のいずれかに該当するものは対象から除かれる。
  - (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
  - (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
  - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
- 4 利用に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 5 利用者が入院治療を要するものであること等、利用者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 6 共用施設、敷地並びに施設の備品等は本来の用途に従って利用すること。
- 7 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとする。
- 8 当事業所の職員及び他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁ずる。

(記録等)

第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管する。

(身体拘束等)

第13条 当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束は行わない。但し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者または施設長が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を、予め文書による同意を得た上で行うことがある。この場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医等に連絡する等の必要な処置を講じる。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その原因を解明し再発防止の対策を講じる。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 15 条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第 16 条 利用者が使用する施設、その他の設備、備品等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所等の助言、指導を求める。

(苦情処理)

第 17 条 事業の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるとともにその内容を記録する。

- 2 事業所は、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に取り組むとともに再発防止に努める。
- 3 事業所は提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）の規定により市町村が行う調査また国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力すると共に、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

(秘密の保持)

第 18 条 当事業所と従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由がなく第三者に漏らさない。これは従業者でなくなった後においても同様とするべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

但し次の各号についての情報提供については利用者及び家族から予め文書による同意を得るものとする。

- ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への診療情報提供。
- ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。なお、この場合も利用者個人を特定できないようにすることを厳守するものとする。
- ③その他「個人情報の利用目的」に定められている事項。

- 2 前項は利用終了後も同様の取扱いとする。

(地域との連携)

第 19 条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連

携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 月1回

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団明山会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

【個人情報の利用目的】

認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤル あじさいでは、ご利用者様の尊厳を守

り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定める。

1. ご利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤル あじさい内部での利用目的

- ・当施設がご利用者様等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスのご利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －通所介護等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該ご利用者様の介護・医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設がご利用者様等に提供する介護サービスのうち
  - －ご利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議)、照会への回答
  - －ご利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －ご家族様等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

(1) 当施設内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

(3) その他

- ・認知症対応型通所介護事業所道南森ロイヤルあじさい新聞(広報誌)に写真等の掲載